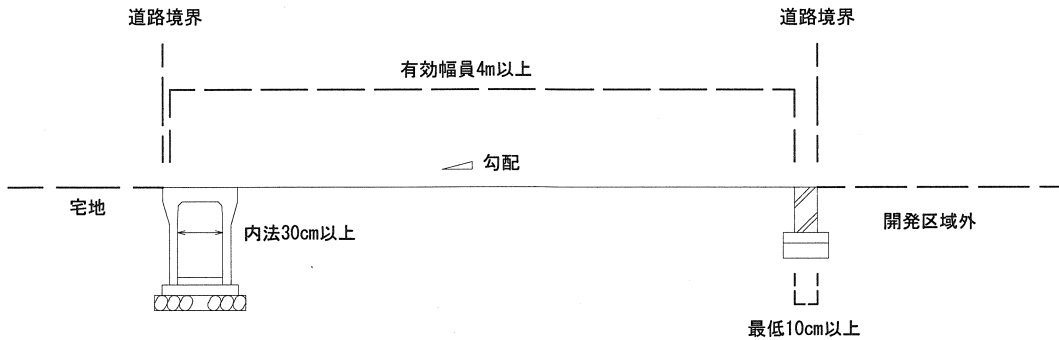


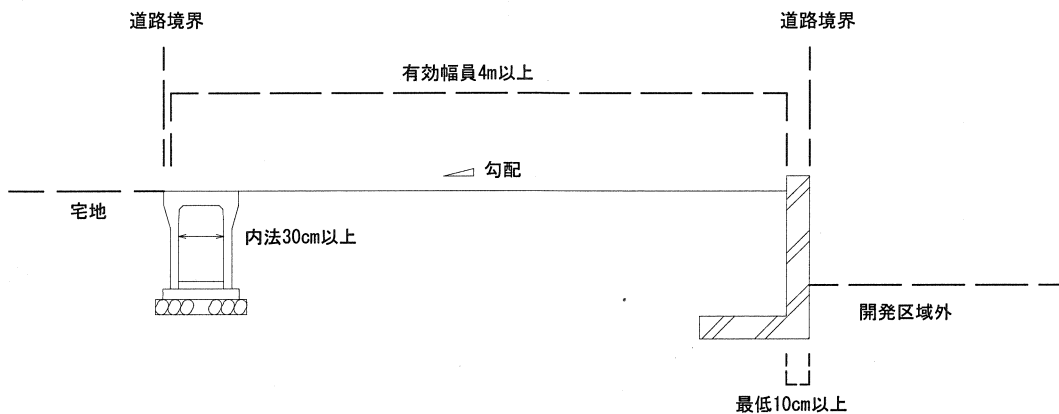
位置指定道路の計画における注意点

①横断図 (1/50)



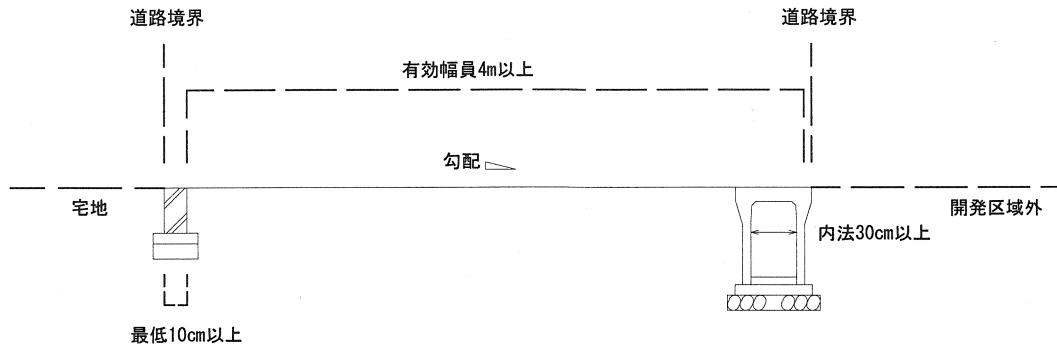
- ※道路境界で分筆を行う（有効幅員＋舗装止め・側溝アゴ）
- ※有効幅員で4m以上を確保する
- ※舗装止めに縁石ブロックは使用しない
- ※側溝の内法は30cm以上、舗装止めの幅は10cm以上とする
- ※道路敷地の中（指定を受ける地番の中）には道路に不要な構造物を設けない
- ※舗装止め・擁壁の立上りを必要以上に大きくしない

②横断図 (1/50)



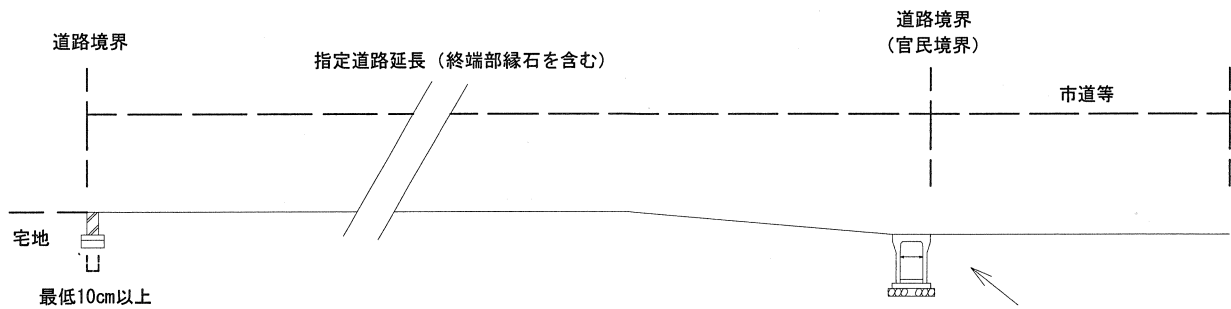
- ※道路境界で分筆を行う（有効幅員＋L型擁壁・側溝アゴ）
- ※有効幅員で4m以上を確保する
- ※L型擁壁は住宅建設のための工事車両等が進入した場合も転倒しないよう計画する
- ※側溝の内法は30cm以上、L型擁壁の幅は10cm以上とする
- ※道路敷地の中（指定を受ける地番の中）には道路に不要な構造物を設けない
- ※転落防止のためのガードレール等を設ける場合は事前に相談を行うこと
- ※擁壁の立上りを必要以上に大きくしない

③横断図 (1/50)



- ※道路境界で分筆を行う、隅切り部分も同様（有効幅員＋舗装止め・側溝アゴ）
- ※有効幅員で4m以上を確保する
- ※舗装止めに縁石ブロックは使用しない
- ※側溝の内法は30cm以上、舗装止めの幅は10cm以上とする
- ※道路敷地の中（指定を受ける地番の中）には道路に不要な構造物を設けない
- ※舗装止め・擁壁の立上りを必要以上に大きくしない

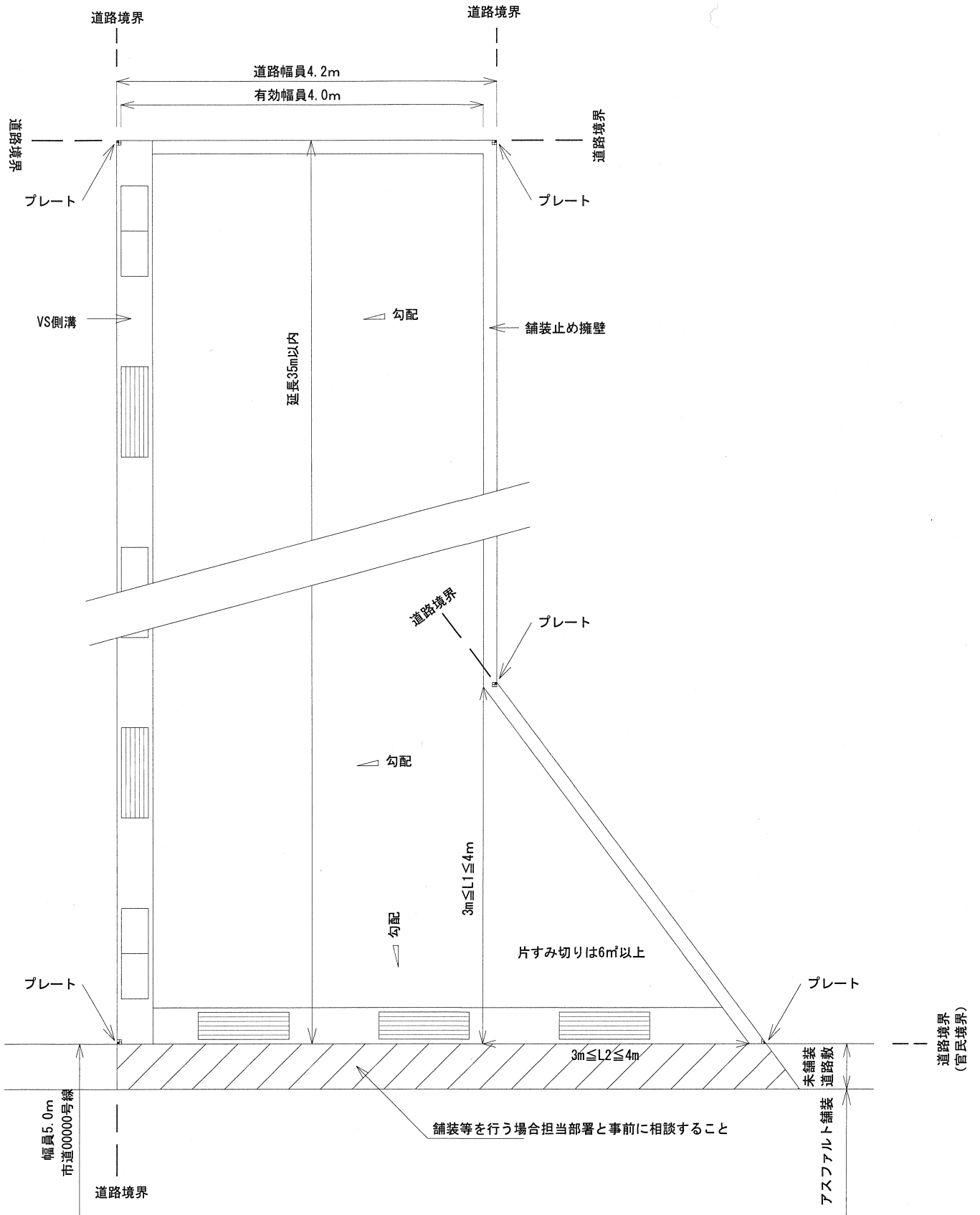
④縦断図 (1/100)



- ※舗装止めは道路延長に含む
- ※舗装止めは10cm以上
- ※舗装止め・擁壁の立上りを必要以上に大きくしない
- ※道路境界で分筆を行う
- ※原則市道に水が流れ出ないように計画する
- ※市道敷に既設の側溝ある場合も、横断用への付け替えを求められる場合もあるため、道路管理者に相談すること

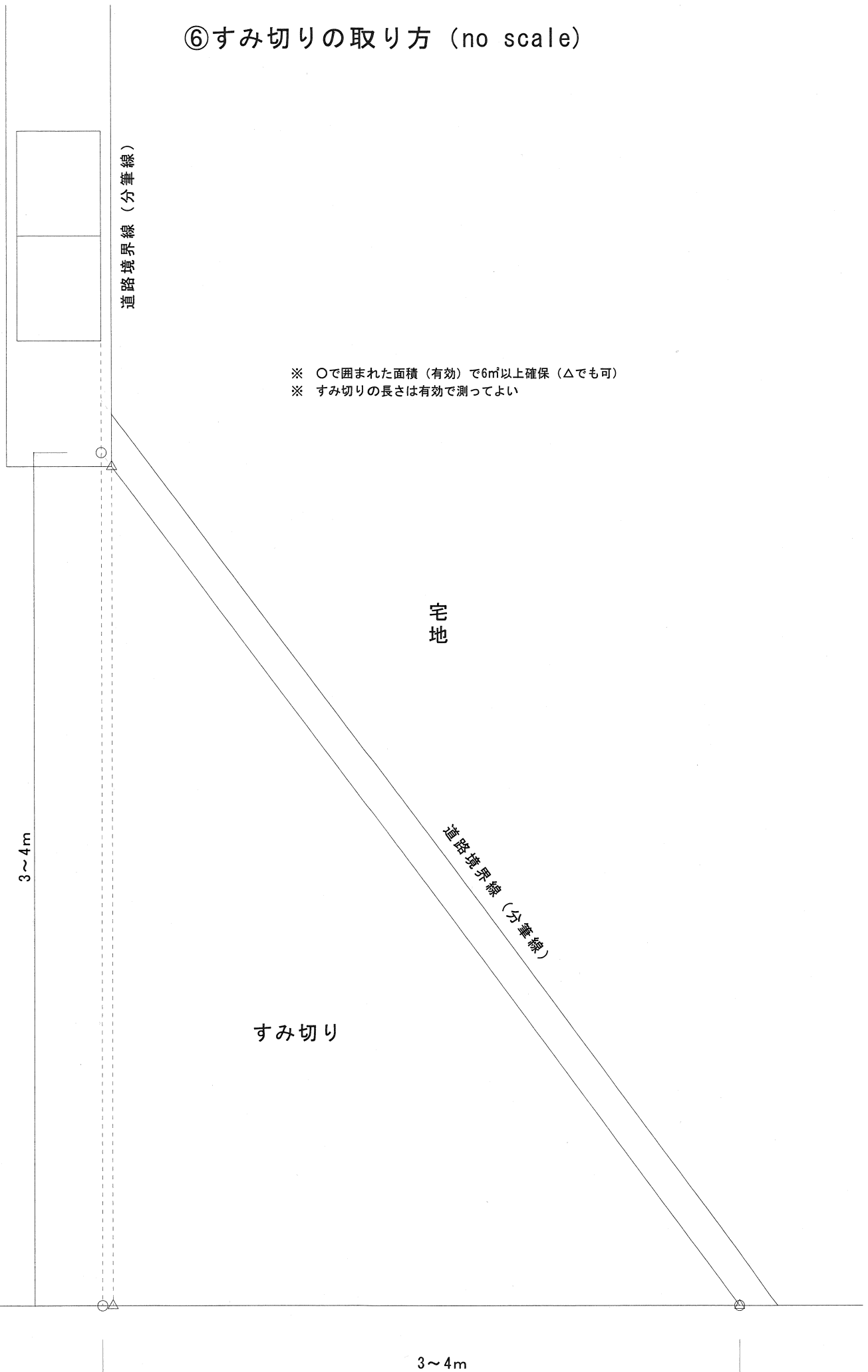
官民境界指定道路側に側溝を必ず敷設しなければいけないわけではないが、市道に水が流れ出す可能性がある場合は建設課との協議を要する

⑤平面図 (1/60)



- ※有効幅員で4.0m以上を確保する
- ※道路境界の位置で分筆を行いプレート・杭等で明確な表示を行う
- ※道路維持に必要な構造物（側溝や舗装止め・擁壁）は道路敷きを含める
- ※片すみ切りの面積は舗装止め等を含まない（有効で6㎡確保）
- ※延長には道路終端部舗装止めを含める
- ※排水に支障がないように蓋の設置を計画すること
- ※官民境界より下の部分（市道側）を舗装等する場合は必ず担当部署と事前相談のこと
- ※農業用水路占用許可は管理者と農林課耕地林務係両方に相談すること
- ※道路使用・道路占用・自営工事・掘削許可等必要な手続きを事前に道路管理者等とよく相談すること
- ※雨水放流先の水路管理者を事前に確認し、排水方法について協議を行うこと
- ※道路が位置の指定を受けると、一定の制限が加わるため、隣地所有者に事前に説明を行うこと

⑥すみ切りの取り方 (no scale)



⑦すみ切りの取り方 (no scale)

指定道路

3~4m

道路境界線 (分筆線)

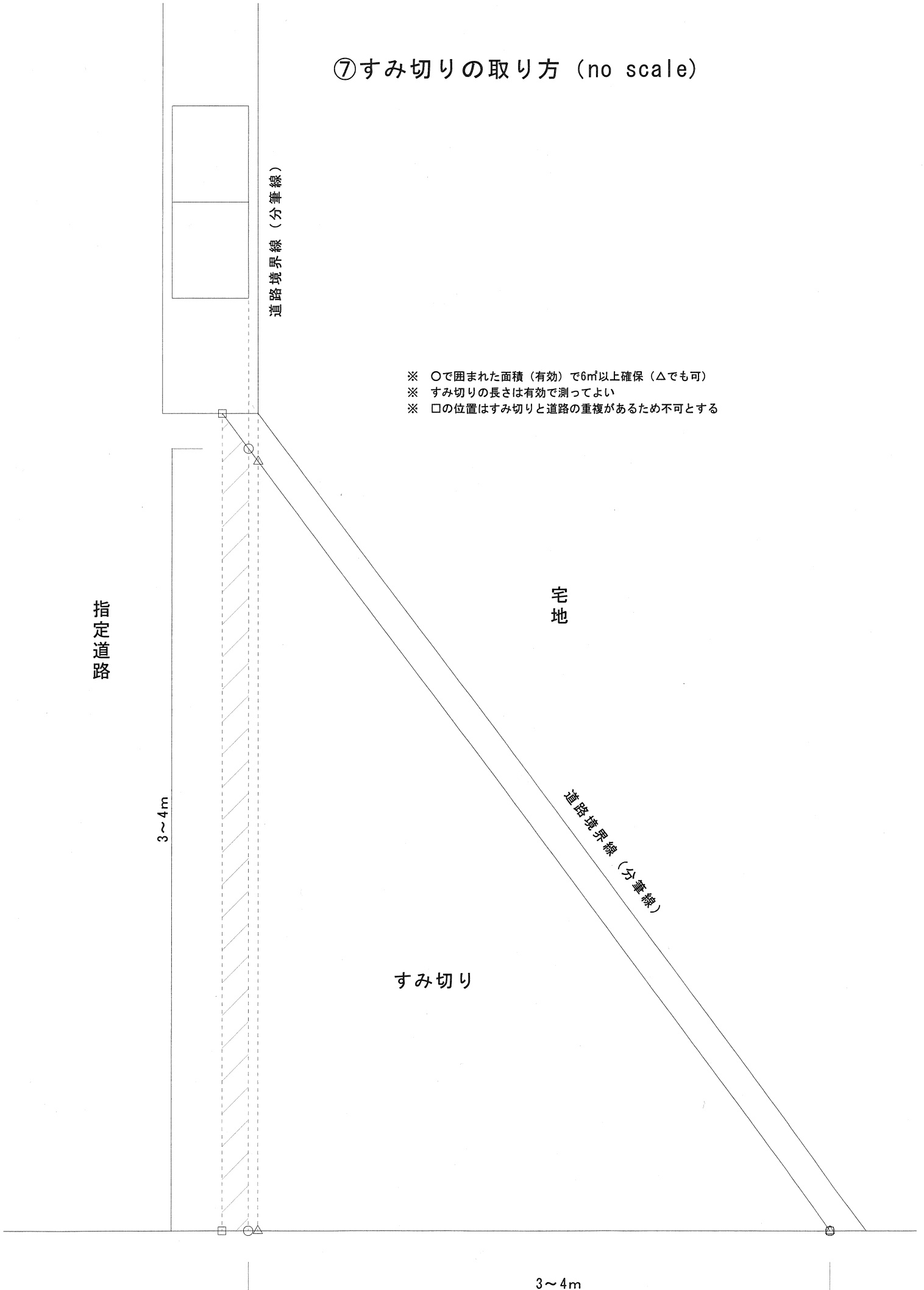
宅地

道路境界線 (分筆線)

すみ切り

3~4m

- ※ ○で囲まれた面積 (有効) で6㎡以上確保 (△でも可)
- ※ すみ切りの長さは有効で測ってよい
- ※ □の位置はすみ切りと道路の重複があるため不可とする



⑧ すみ切りの取り方 (no scale)

道路境界線 (分筆線)

- ※ ○で囲まれた面積 (有効) で6㎡以上確保 (△でも可)
- ※ すみ切りの長さは有効で測ってよい

指定道路

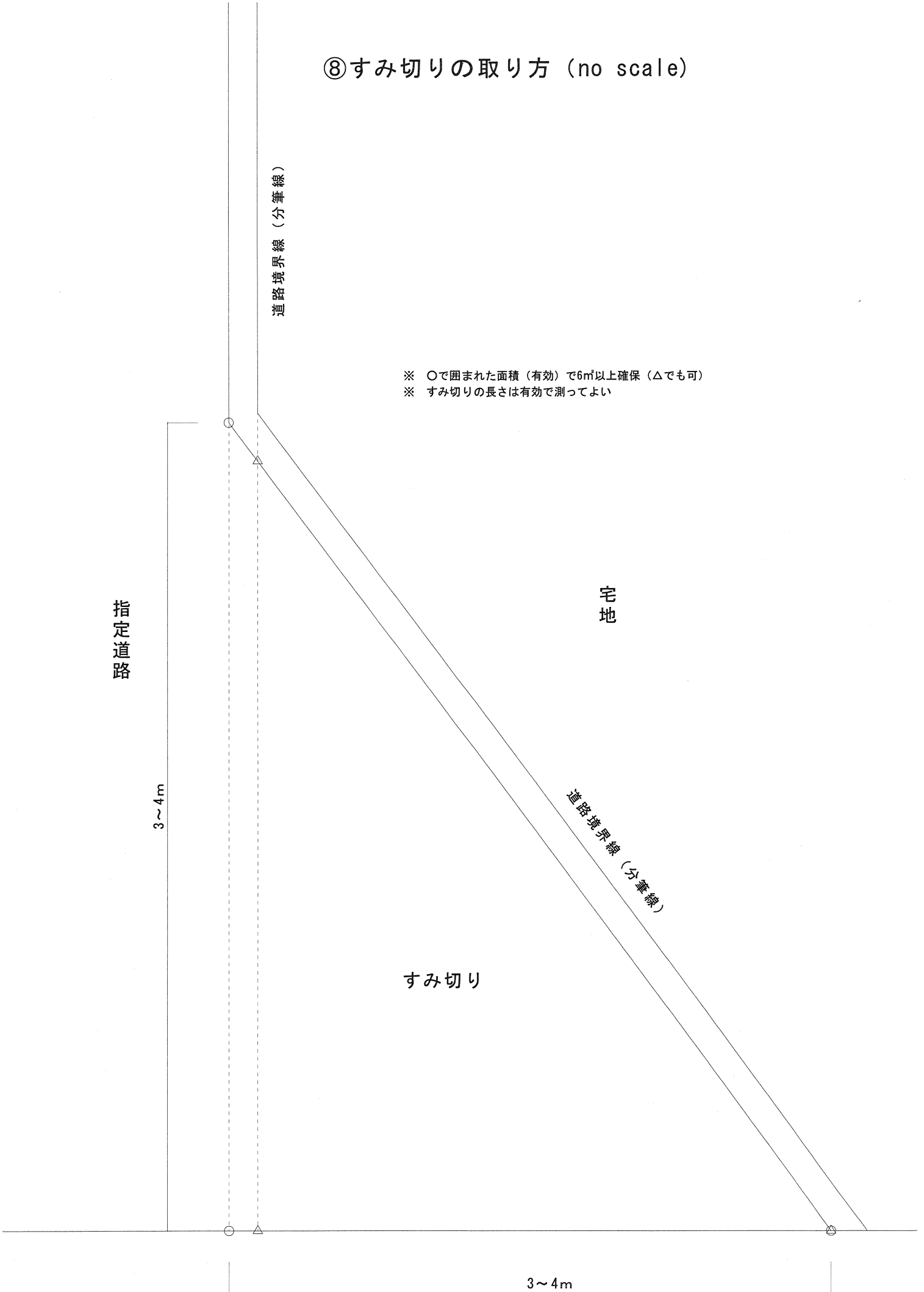
3~4m

宅地

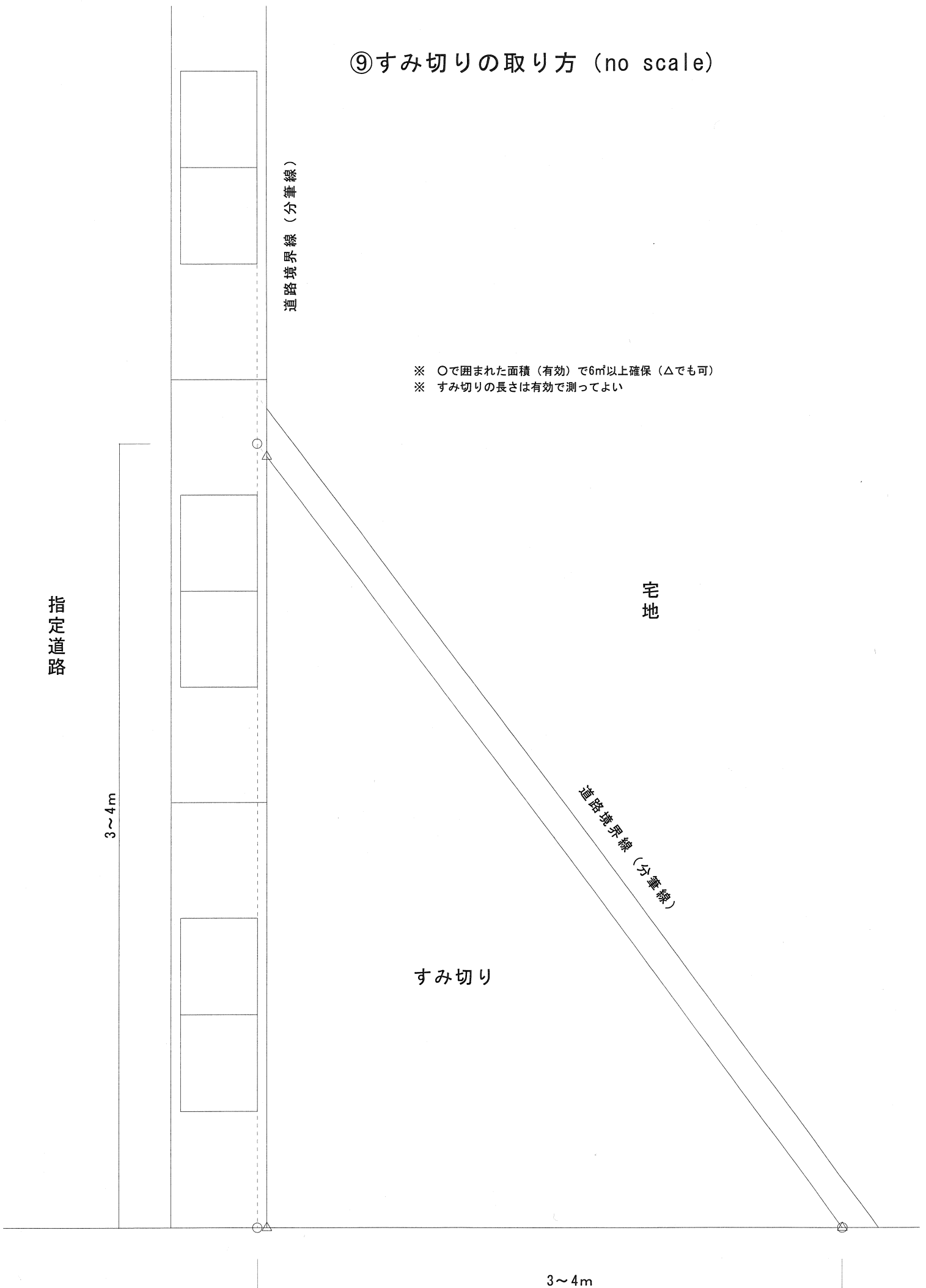
道路境界線 (分筆線)

すみ切り

3~4m



⑨すみ切りの取り方 (no scale)



⑩ すみ切りの取り方 (no scale)

指定道路

3~4m

道路境界線 (分筆線)

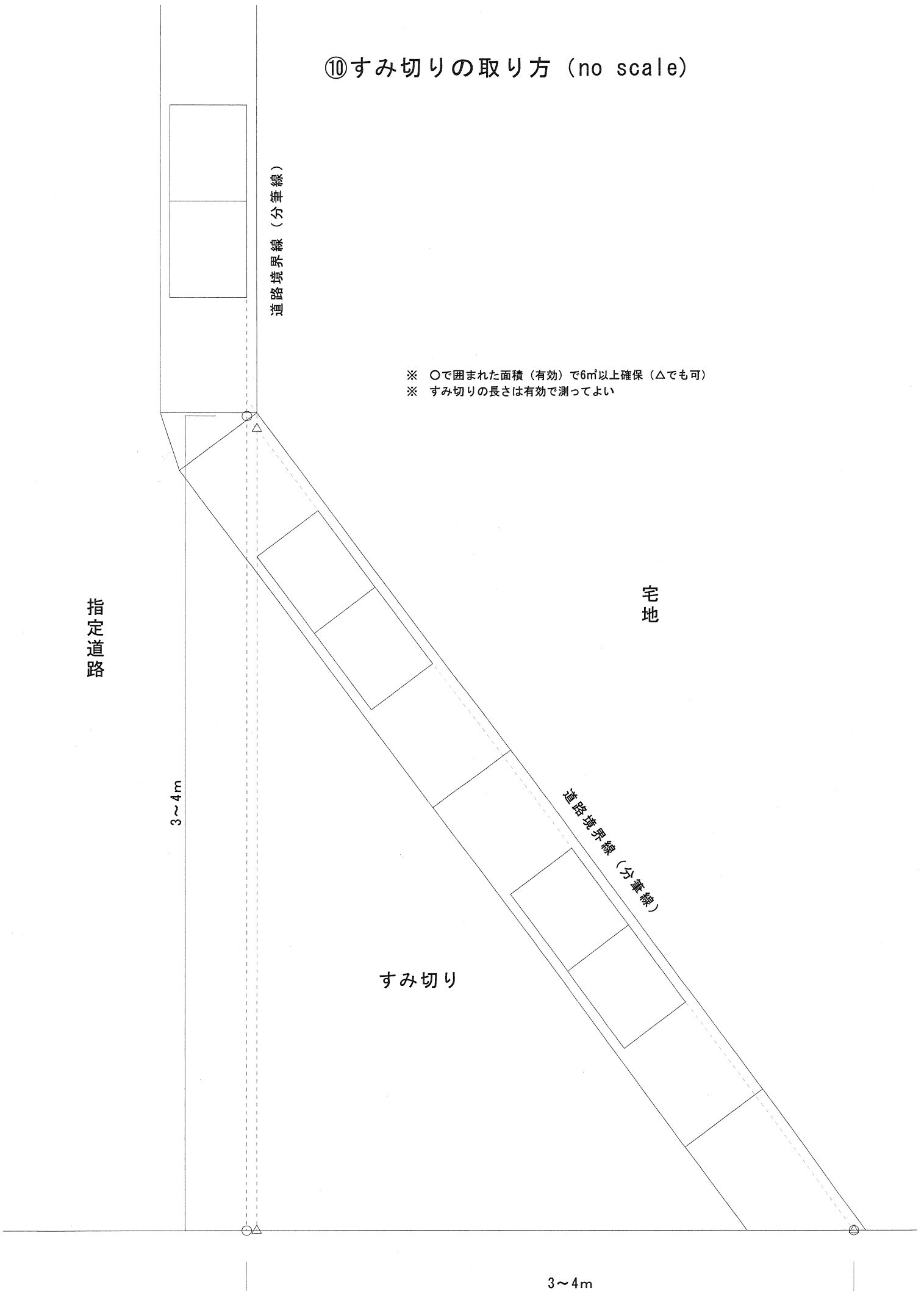
- ※ ○で囲まれた面積 (有効) で6㎡以上確保 (△でも可)
- ※ すみ切りの長さは有効で測ってよい

宅地

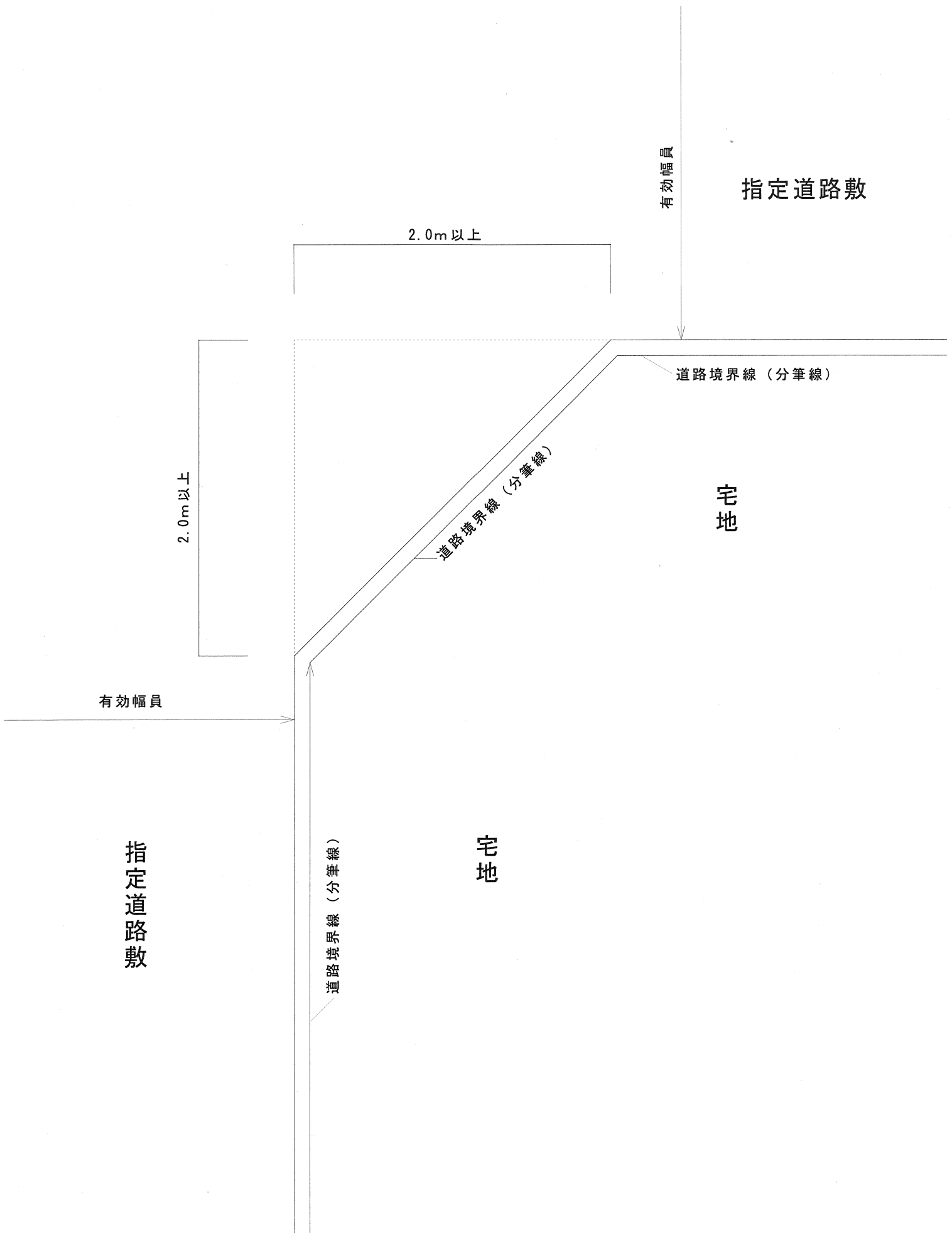
道路境界線 (分筆線)

すみ切り

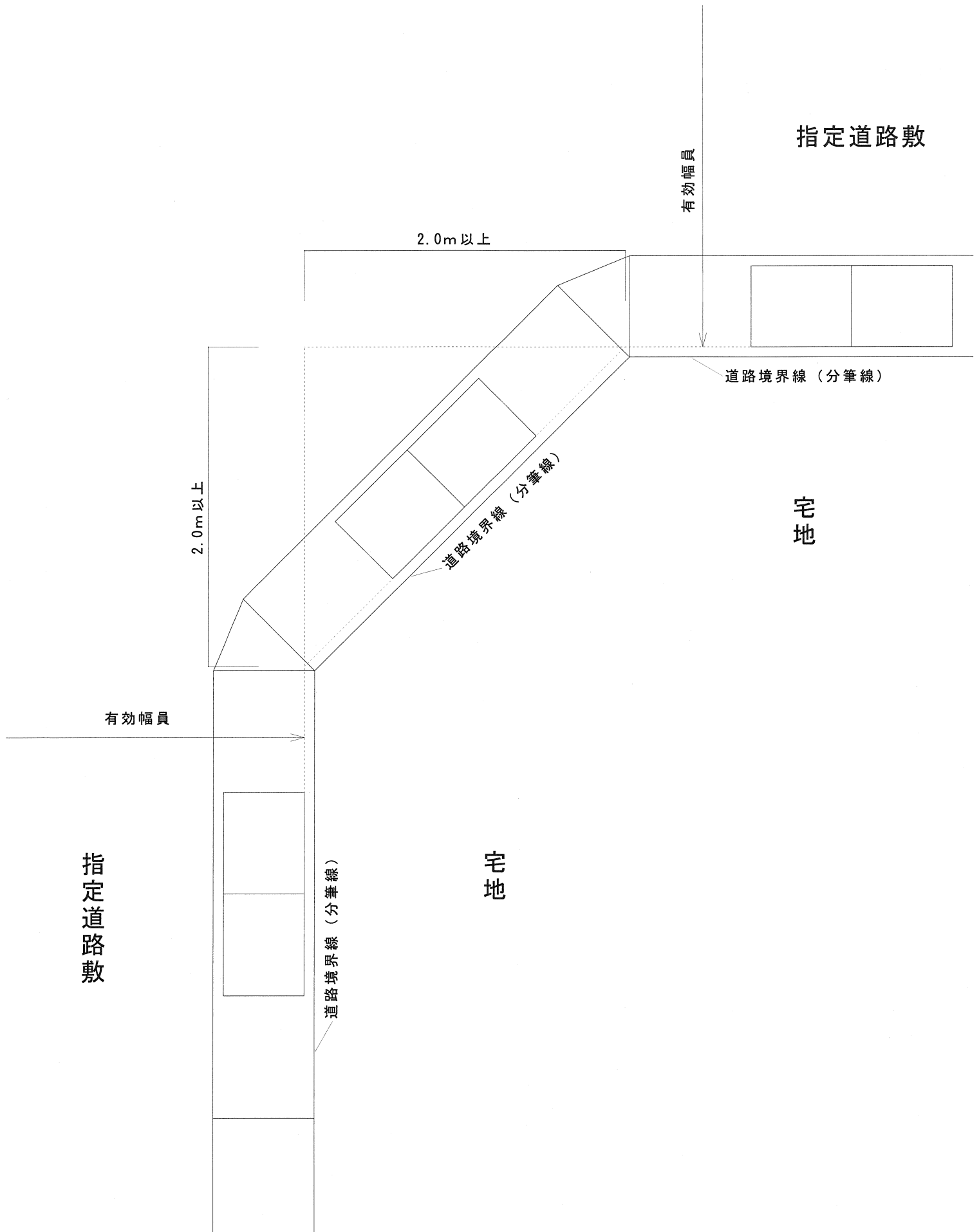
3~4m



⑪ 屈曲部のすみ切りの取り方 (no scale)



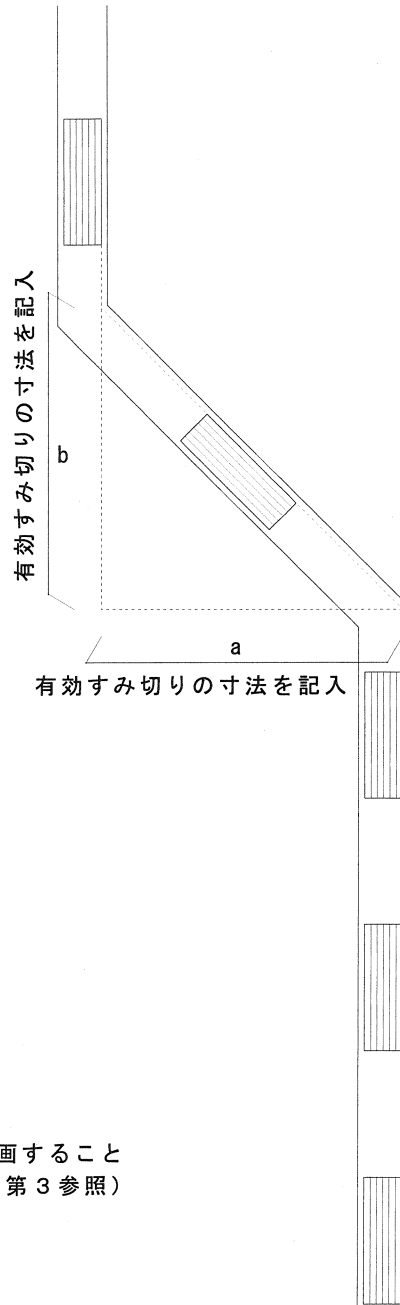
⑫ 屈曲部のすみ切りの取り方 (no scale)



⑬幅員変更点のすみ切りの取り方 (no scale)

↑ 終点

指定道路



※ b の寸法は a 以上とする

※原則としては同一幅員の道路を計画すること
(諏訪市道路位置指定の取扱基準 第3参照)

↓ 起点